

(注)下記の設立までの流れは、概略を示したものであり、実際の手続きと異なる場合があります。

農業協同組合設立までの流れ(概略)



根拠法: 農協法第55条～第63条の2

発起人

(注)農協を設立するには、15人以上の農業者が発起人となる必要があります。



○設立にあたっての基本的事項の検討

- (1) 組合の事業及び組合員たる資格に関する目論見書を作成
- (2) 一定期間前までに設立準備会の日時及び場所を広告

設立準備会の日時等を2週間以上前に公告

○設立準備会の開催

- (1) 農業者等の中から定款作成者を選定
(定款作成者は15人以上)
- (2) 定款作成の基本となる事項の決議

創立総会の日時等を2週間以上前に公告

○創立総会の開催

- ・定款、事業計画等の決議

創立総会終了後、遅滞なく行政庁へ提出(認可申請)

○行政庁への設立認可申請

都道府県の区域内を地区とする農協は、各都道府県庁へ申請することになります。(その他は農林水産省へ)

申請書受理後、2ヶ月以内に発起人へ、認可の可否を通知

○認可後、発起人から理事へ事務引継ぎ

出資払込完了後、登記

○設立登記(組合成立)

理事

